

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定により、西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業（以下「本事業」という。）に係る事業契約の内容を公表する。

令和 6 年 3 月 27 日

西宮市長 石井 登志郎

1 公共施設等の名称及び立地

西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等
兵庫県西宮市河原町 3、3-2、8、23、28-2 中屋町 29、39 ほか

2 選定事業者の商号又は名称

西宮市六湛寺町 9 番 16 号
西宮コネクトパーク株式会社
代表取締役 森田 晋治

3 公共施設等の整備等の内容

- (1) 統括管理業務
- (2) 施設整備業務
- (3) 開業準備業務
- (4) 維持管理業務
- (5) 運營業務
- (6) 民間提案施設業務

4 契約期間

本事業契約の締結日（令和 6（2024）年 3 月 25 日）から令和 30（2048）年 3 月 31 日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業 事業契約書(抄)]

(本施設等引渡しの完了前の市による契約解除等)

第 83 条 本契約締結日以降、すべての本施設等の引渡しが完了する日までの間に
おいて、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項
に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、市の責めに帰すべき事由
による場合には、この限りでない。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合を含む。）、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき（当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。）。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、事業スケジュールに記載された本工事の着工日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、いずれかの本施設等を当該本施設等に係る引渡予定日までに市に引き渡すことができないとき。
- (4) 市により基本協定が解除されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 構成員が本事業の入札手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (7) 事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 67 号。以下この号において「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号及び条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき又は事業者が基本協定第 6 条第 3 項第 2 号に掲げるいずれかに該当したとき若しくは同号の適用があるとき。
- (8) 引き渡された本工事の目的物について第 46 条に基づき市が相当期間を定めて請求した履行の追完が当該相当期間内に完了しないとき。ただし、事業者が履行の追完を完了しないことに正当な理由がある場合、又は、当該相当期間を経過した時において完了していない履行の追完が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。
- (9) 引き渡された本工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合

が当該目的物を除却した上で再び建設しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。

- (10) 事業者がその本契約上の債務の履行を拒否し、若しくは、その本契約上の債務について履行不能となった場合において、本事業の目的の実現が不可能又は著しく困難となったとき、又は、その他事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により若しくは本契約の履行ができないことにより、その本契約上の債務の履行をせず、市が相当期間を定めて催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがない又は本指定を行うことが適当でないと市が認めたとき。

2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部を解除することができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

3 いずれかの本施設等の引渡しの完了前に前項第1号により本契約が解除された場合、事業者は、市に対して、かかる引渡しが未了の本施設等について市が支払うべき施設整備費（本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

4 市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、引渡しが未了の本施設等の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえで、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金及び引渡しが完了した本施設等に係る未払いのサービス対価（施設整備費相当分）の合計額と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額の合計額とを、対当額で相殺することができるほか、不足があれば、サービス対価（施設共用等業務費相当分）からも控除できる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金及び引渡しが完了した本施設等に係る未払いのサービス対価（施設整備費

相当分)の残額があれば、これを、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従い、又は②一括払いにより支払う。

5 前項の場合において、引渡しが未了の本施設等の出来形部分を市が買い受けない場合、事業者は、市と協議のうえで、自らの費用と責任により、市が買い受けない部分に係る事業用地を原状(更地)に回復したうえで、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第110条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。

6 破産手続開始の決定があった場合において破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合において会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合において民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等が、本契約を解除した場合は、第1項第10号に該当する場合とみなす。

(本施設等引渡しの完了前の事業者による契約解除等)

第84条 本契約締結日以降、すべての本施設等の引渡しが完了する日までの間に、市が本契約上の重要な義務に違反した場合(当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。)、事業者は、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、事業者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

2 前項の規定により、いずれかの本施設等の引渡しの完了前に本契約が解除された場合、市は、かかる引渡し未了の本施設等の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

3 市は、前項の規定により引渡し未了の本施設等の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額(設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内の費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)及び引渡し完了した本施設等に係る未払いのサービス対価(施設整備費部分)を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。

4 第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

(本施設等引渡しの完了前の法令変更による契約解除等)

第85条 本契約締結日以降、すべての本施設等の引渡しが完了する日までの間に

において、第 95 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者及び事業者の株主との間における協議を経たうえで、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第 1 号により、いずれかの本施設等の引渡しが完了する前に本契約が解除された場合、市は、かかる引渡しが未了の本施設等の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により引渡しが未了の本施設等の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内での費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）及び引渡しが完了した本施設等に係る未払いのサービス対価（施設整備費部分）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設等引渡しの完了前の不可抗力による契約解除）

第 86 条 本契約締結日以降、すべての本施設等の引渡しが完了する日までの間において、第 97 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から 60 日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者に通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部を解除することができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

2 前項第 1 号により、いずれかの本施設等の引渡しが完了する前に本契約が解除

された場合、市は、かかる引渡しが無了の本施設等の出来形部分を検査のうえで、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

- 3 市は、前項の規定により、引渡しが無了の本施設等の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（設計費、工事監理費、事業者経費及び金融費用等の出来形を構成するために必要とした合理的な範囲内での費用を含むが、解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）及び引渡しが無了した本施設等に係る未払いのサービス対価（施設整備費部分）を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設等引渡しの完了以後の市による契約解除等）

第 87 条 すべての本施設等の引渡しが無了した日以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合の手続は、第 94 条の定めに従う。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき（当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。）。
- (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、連続して 30 日以上又は 1 年間に於いて合計 60 日以上にわたり、本事業関連書類、基本計画書、長期修繕計画書及び業務計画書に従った施設供用等業務を行わないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、市により本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、市に対し虚偽の報告（業務報告書に虚偽記載がある場合を含むが、それに限られない。）をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成員が本事業の入札手続に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わないとき。
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者から本契約の解除の申出があったとき。
- (10) 事業者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にサービス対価債権を譲渡したとき又は事業者が基本協定第 6 条第 3 項第 2 号に掲げるいずれかに該当したとき若しくは同号の適用があるとき。
- (11) 第 46 条に基づき市が相当期間を定めて請求した履行の追完が当該相当期間内に完了しないとき。ただし、事業者が履行の追完を完了しないことに正当

な理由がある場合、又は、当該相当期間を経過した時において完了していない履行の追完が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合には、この限りでない。

- (12) 引き渡された本工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が当該目的物を除却した上で再び建設しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (13) 事業者がその本契約上の債務の履行を拒否し、若しくは、その本契約上の債務について履行不能となった場合において、本事業の目的の実現が不可能又は著しく困難となったとき、又は、その他事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (14) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により若しくは本契約の履行ができないことにより、その本契約上の債務の履行をせず、市が相当期間を定めて催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがない又は本指定を継続することが適当でないときと市が認めたとき。
- (15) 基本協定が市により解除されたとき。
 - 2 前項において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
 - (1) 市は、事業者に対して書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。市は、施設供用等業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設等の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないときと市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - 3 前項第1号の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合において、市は、地方自治法第244条の2（昭和22年法律第67号）第11項の規定により、本指定を取消し、又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができ、それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
 - 4 市は、第2項第1号による本契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。
 - 5 第2項第1号により市により本契約が解除された場合、事業者は、第1項第15号に該当する場合を除き、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供

用等業務費相当分をいい、本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

- 6 第3項により、前項の適用がない本件施設について事業者が指定管理者として行う施設供用等業務の一部が終了した場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス対価（施設供用等業務費相当分をいい、本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 市は、サービス対価（施設整備費相当分）の残額と、前二項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後のサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 8 破産手続開始の決定があった場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が、本契約を解除した場合は、第1項第13号に該当する場合とみなす。

（本施設等引渡しの完了以後の事業者による契約解除等）

第88条 事業者は、すべての本施設等の引渡し完了の日以後において、市が本契約上の重要な義務に違反した場合（当該期間を経過した時において治癒されていない義務の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。）、事業者は、市に対し、書面で通知のうえで、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から30日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をしたうえで、本契約の全部を解除することができる。ただし、事業者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

- 2 市は、前項に基づき本契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 市は、第1項の規定による本契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。
- 4 第1項に基づき本契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合においても、市は、サービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(本施設等引渡しの完了以後の法令変更による契約解除等)

第 89 条 すべての本施設等の引渡しが完了した日以後において、第 95 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、本契約締結日以降における法令変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議のうえで、次に定める措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 市は、前項第 1 号による本契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が当該施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

(本施設等引渡しの完了以後の不可抗力による契約解除等)

第 90 条 すべての本施設等の引渡しが完了した日以後において、第 97 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から 60 日以内に本契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者に通知のうえで、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて施設供用等業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 市は、前項第 1 号による本契約の解除後も、本施設等の所有権を有する。この

場合、市は、解除された部分に該当するサービス対価（施設整備費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息を付したうえで解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに施設供用等業務を開始している場合、市は、事業者が施設供用等業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

（通知の付与及び協議）

第 95 条 事業者は、本契約締結日以降に法令変更がなされたことにより、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、本契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令変更がなされた法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該法令変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令変更に対応するために、速やかに本業務の内容、引渡予定日、増加費用又は損害の負担その他必要となる事項に係る本契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、当該法令変更が生じた日から 60 日以内に、かかる本契約の変更について合意が成立しない場合、市は、当該法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

（法令変更による増加費用又は損害の扱い）

第 96 条 法令変更により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 8（法令変更による費用の負担割合）の定めに従う。

（通知の付与及び協議）

第 97 条 事業者は、不可抗力により、本事業関連書類に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、市及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本業務について、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本業務の内容、引渡予定日、増加費用又は損害の負担そ

の他必要となる事項に係る本契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に、かかる本契約の変更について合意が成立しない場合、市は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用又は損害の扱い)

第 98 条 不可抗力により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 9 (不可抗力) の定めに従う。

(不可抗力による第三者に対する損害の扱い)

第 99 条 不可抗力により、本業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害の負担は、別紙 9 (不可抗力) の定めに従う。

6 契約金額

金 21,834,754,782 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 1,955,218,793 円)

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額とする。

7 契約終了時の措置に関する事項

[西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業 事業契約書(抄)]

(契約終了時の取扱)

第 14 条 本施設等又はその出来形の市への引き渡しにより事業用地が不用となった場合において、事業用地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地を修復し、市に明け渡さなければならない。

2 前項の場合並びに公園施設設置許可その他民間提案施設業務を実施するために必要な許認可の期間が満了する場合、民間提案施設をその所有権を放棄して現状有姿で引き渡すなど市の別段の指示がない限り、事業者は、自ら又は民間提案施設企業をして、その責任及び費用負担で民間提案施設を予め解体撤去し、民間提案施設用地を原状に復して当該許認可の期間満了と同時に市に返還しなければならない。ただし、前項の場合を除き、事業期間中は、市において事業者の運営に問題がないと判断し、かつ事業者が都市公園法第 5 条に基づく公園施設設置許可の期間更新を希望する場合において民間提案施設業務の実施に必要なその他の許認可のすべて維持されているときは、事業者は、市と協議の上、都市公園

法第5条に基づく公園施設設置許可を運営・維持管理期間が満了するまで更新することができる。

(契約期間)

第82条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、運営・維持管理期間の終了日をもって終了する。

2 事業者は、施設供用等期間中、本件施設を、要求水準書及び事業者提案を満たす状態に保持する義務を負う。

3 事業者は、本契約が終了する1年前までに、本件施設及び設備機器並びに備品等の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、本契約の終了までに必要な改修、修繕及び更新を完了する。

4 事業者は、本契約の終了にあたって、市に対し、市が自ら又は次期の指定管理者（以下「次期事業者」という。）をして要求水準書記載の業務その他これに付随する業務の遂行のために本件施設を円滑かつ支障なく継続使用できるよう、遅くとも事業期間満了の6ヶ月前から、市及び次期事業者に対し、維持管理業務及び運営業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供したうえで事業期間満了の3ヶ月前までに維持管理業務及び運営業務の引継ぎに必要な引継マニュアルを作成して提出するほか、業務の引継ぎに必要な協力を行うものとし、そのために、事業期間満了の3年前から市との間で協議を開始するものとする。

5 市は、本契約が終了する2年前までに事業者に通知を行った上、終了前検査を実施し、要求水準書及び事業者提案に記載されたすべての事項がその要求水準書及び事業者提案を満たしているかを確認する。かかる検査の過程で本件施設に修繕すべき点が存在することが判明した場合、市は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。ただし、市が修繕を要するとした箇所について、不可抗力が原因で修繕が必要とされることを事業者が証明した場合には、別紙9（不可抗力）で事業者の費用負担とされる範囲を超える費用は市が負担する。

(本契約終了に際しての処置)

第91条 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本施設等内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設業務機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。

- 3 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る施設整備業務又は施設供用等業務を遂行するために必要な、事業者の保有するすべての資料を引き渡さなければならない。
- 4 事業者は、第 55 条第 1 項の定めるところに従って本施設の引渡しが完了している場合には、第 50 条第 1 項ただし書（同条第 2 項により準用される場合を含む。以下同じ。）によりリース方式で調達した物品のうち市が指定した物品を引き渡し、その所有権を市に取得させる。この場合、事業者は、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転しなければならない。